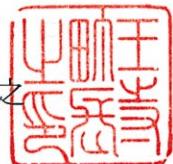




王政第916号
令和7年1月21日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 三橋 和史 様

王寺町長 平井 康之



令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第4期分）の納入について

令和7年1月17日付香王環第239号で請求のあった令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第4期分）に含まれている①地元対策関連事業費償還金は、大阪高等裁判所にて係争中の令和6年（行コ）第137号債務不存在確認請求等控訴事件で主張しているとおり、内容及び手続が違法・無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金について、下水道新設工事は、香芝・王寺環境施設組合の事務ではなく、負担方法や負担額について王寺町は合意していない状況である。

このことから、令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第4期分）として、①地元対策関連事業費償還金584,232円及び②下水道新設工事負担金26,400円を除く③分担金45,736,600円のみを納入する。